

市県民税申告書 記入例 (表面)

申告者の個人番号
(12桁)を必ず記入
し、提出してください。

R7. 1. 1～
R7. 12. 31の間の
収入を「1 収入
金額等」にご記
入ください。

営業・農業・不動産収入がある場合には、収入内訳書を作成し、申告書と併せてご提出ください。
(また、裏面7にもご記入ください。)

※遺族年金・障害者年金などの「非課税年金」がある方は、裏面の「その他」の欄に記入してください。

セルフメディケーション税制を選択する場合は、区分の口に「1」と記入してください。

市県民税申告書 記入例 (裏面)

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日 給	勤務 日数	月 収
1			円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞 与 等			円
合 計			
法人番号 又は所在地			
勤 務 先 名			
電 話 番 号			

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	収入金額		必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額 - 特別控除額)
	短期	円	円	円		
	長期					
一 時						

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右の二の金額を表面の(1)の所得金額欄へ記入してください。

ニ 合計 イ+[(ロハ)×1/2]

11 事業専従者に関する事項

1	フリ ガナ 氏名	ヤマガ イチコ	続柄	子	生年 月日	大・昭・平・令 8・10・5	専従者給与 (控除)額	500,000
2	フリ ガナ 氏名	山鹿 一子						
3	フリ ガナ 氏名							
	個人 番号	7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		従事 月数	12			
	個人 番号							
	個人 番号							
	個人 番号							
	所得税における青色申告の承認の有無	承認あり	承認なし	合 計 額				

13 事業税に関する事項

非課税 所得など	所得金額
損益通算の 特例適用前の 不動産所得	
事業用 資産の 譲渡損失など	
前年中の 開業業	開始・廃止 月 日
□他都道府県の事務所等	

12 別居の扶養親族等に関する事項

1	フリ ガナ 氏名	ヤマガ イチロウ	個人 番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	住所	熊本県熊本市中央区 ○○△△番地	国外 居住	□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
2	フリ ガナ 氏名	山鹿 一郎	個人 番号		住所		国外 居住	□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
3	フリ ガナ 氏名		個人 番号		住所		国外 居住	□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)								
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)								
条例指定分	都道府県							
	市区町村							

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。
ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金額控除申告書(二)」を提出してください。

15 所得金額調整控除に関する事項

フリ ガナ 氏名	続柄		生年 月日	大・昭・平・令	特別障害者 に該当する 場合	級 度
個人 番号					別居の場 合の住所	

その他

非課税収入	遺族年金・障害者年金・老齢福祉年金・雇用保険	円
-------	------------------------	---

遺族年金・障害者年金などの非課税収入がある場合には、該当する種類に○印をつけ、1年間(令和7年1月から令和7年12月まで)の収入合計額を記入してください。

※非課税所得は、市県民税の税額計算に使用しません。表面に金額を記入する必要はありません。(記入する欄自体がありません。)この「その他」の欄にのみ記入していただければ結構です。

当てはまる事項を、それぞれの収支内訳書より転記してください。

11 事業専従者

専従事業者の方についても、必ず個人番号(12桁)の記入をお願いします。

12 別居の親族

該当する方がいらっしゃる場合は、氏名・個人番号(12桁)・住所を必ず記入してください。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用するため、寄附先の各自治体に特例の適用に関する申請書を提出された方で、このたび住民税申告をされる方は、必ず寄附金額を記入してください。